

1. 大会開催の指針

- (1) 『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準における部活動の実施について（令和2年8月26日付 愛知県教育委員会）における留意事項について十分に配慮し、主催者が規定する参加生徒、監督及び引率教員、役員並びに審判員（以下、「大会参加者」という。）の安全・安心を第一に考えた大会の開催を目指す。
- (2) 大会参加について強制はせず、各学校の実情や参加生徒・保護者の意向を十分に考慮する。

2. 安全・安心な大会運営の指針

- (1) 全日本剣道連盟及び愛知県剣道連盟作成のガイドラインの記載内容等を踏まえ、下記3のとおり本専門部としての具体的な感染防止策を示すことで、安全・安心な大会運営のために必要な事項を大会参加者及び関係者へ周知し、その徹底を図る。

3. 大会開催における感染防止策

(1) 大会運営に関する対応

- ア) 保護者を含む一般の観戦を禁止すること。
- イ) 試合前の練習時間帯や試合開始時間に差を設けるとともに、終了後には速やかに退場させることで会場内の密を避けること。
- ウ) 開会式及び閉会式は、原則として実施しない。実施する必要がある場合には、参加者数の制限、時間の短縮などの措置を講じること。

(2) 大会参加者の対応（要項等に明記する事項）

感染拡大防止のために遵守すべき事項を事前に確認し、十分に理解しておくこと。なお、主催者は対策等について要項に明記するとともに、遵守できない大会参加者に対しては、参加資格を取り消して退場を求める場合もある旨についても周知しておくこと。

- ア) 以下の事項に該当する場合は、大会役員へ連絡したうえで、自主的に参加を取りやめること。
 - ① 体調が良くない場合（発熱・頭痛・咳・咽頭痛など風邪の症状がある）
 - ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- イ) マスクを持参し、会場内では必ず着用すること。
- ウ) こまめな手洗い、アルコールによる手指消毒を実施すること。
- エ) 試合以外の場面では、人との距離（1メートルから2メートル）を確保すること。
- オ) 大声での会話、声を出しての応援をしないこと。（応援は拍手のみ）
- カ) 飲食に伴うごみ、鼻水や唾液のついたごみや使用済みマスク等は、ビニール袋に入れ密閉して各自で持ち帰ること。
- キ) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(3) 感染予防のための必要物品等

ア) 個人で準備するもの

- ① マスク及びマスクを入れる袋
- ② 水分補給用の飲み物
- ③ タオル (面手拭以外)
- ④ 面マスク (シールド)

イ) 各学校で準備するもの

- ① 手指消毒液
- ② ごみ袋

ウ) 主催者が準備するもの I «個人・学校で準備するものの予備»

- ① マスク、マスクを入れる袋
- ② ごみ袋
- ③ 手指消毒液

エ) 主催者が用意するもの II «運営上の必要物品»

- ① マスク
- ② 非接触型体温計
- ③ 手指消毒液
- ④ 消毒用除菌タオル
- ⑤ ペーパータオル
- ⑥ ゴム手袋
- ⑦ ごみ袋
- ⑧ ポンプ式石鹸

(4) 大会当日の受付業務に関する留意事項

感染防止及び密状態回避のため、以下のことに留意して受付を行う。

ア) 受付場所にポンプ式手指消毒液を設置すること。

イ) 体調不良者 (発熱や軽度であっても風邪の症状のある人) は入場しないよう呼びかけること。

ウ) 大会参加者が距離を置いて並べるように目印等を設置するとともに、出入りする方向等を導線で示すこと。

エ) 受付を行う役員は、マスク、フェイスシールドを着用すること。

オ) 健康管理票等により大会参加者の健康状態を確認すること。(個人情報取扱いに配慮する。)

【健康管理票の主な記載内容】

- ① 氏名、学校名、連絡先、保護者署名 (未成年の場合) 等について
- ② 健康上の異常の有無について
 - a 体温
 - b せき、のどの痛みなど風邪の症状
 - c だるさ (倦怠感)、息苦しさ (呼吸困難)
 - c 味覚や臭覚の異常
 - e その他
- ③ 周知事項の理解について

カ) 健康管理票等の記載内容に問題がある場合は、大会責任者に伝えて対応の指示を仰ぐこと。

(5) 試合実施上の留意事項

ア) 参加生徒の守るべき事項について

- ① マスクは常時着用し、剣道着、袴、剣道具、竹刀の共用はしないこと。
- ② 準備運動、素振りを行う場合は、1列となって同じ方向を向き、お互いの距離は2メートル確保すること。
- ③ 試合前練習や試合を行う場合は、必ず「面マスク」又は「シールド」を着用すること。
- ④ 試合前練習は、主催者が示す人数と時間に従って実施すること。
- ⑤ 鏝競り合いは避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、直ちに分かれるか引き技を出して分かれること。
- ⑥ 練習や試合の前後は、石鹸による手洗い、うがい、手指消毒を確実にを行うこと。
- ⑦ 水分補給は各自でこまめに行うこと。

イ) 監督・引率顧問・役員・審判員の守るべき事項について

- ① マスクは常時着用すること。
- ② 監督及び引率教員は参加生徒の感染予防のための指導監督に努めること。
- ③ 審判員は試合中に選手が鏝競り合いを解消しない場合は、直ちに「分かれ」を宣告すること。
- ④ 審判員は各自で持参した審判旗を使用すること。

ウ) 各試合場の共用物品について

以下の物品については、大会開始前、補助役員交代時、大会終了時等に適宜消毒する。

- ① 監督旗
- ② タイマー旗
- ③ ストップウォッチ
- ④ 電子ホイッスル

(6) 使用施設との確認事項

施設管理者と協議し、以下のことに配慮して管理する。

ア) 更衣室、休憩・待機スペースの確保

- ① 観覧席は各校の参加人数に合わせて分割し、前後左右を一席空けて座ること。
- ② 広さにゆとりを持たせ、他の大会参加者と密になることを避けること。
- ③ 更衣室は、一度に入室する人数を制限すること。
- ④ 換気扇を常に回し、換気を徹底すること。

イ) 手洗い場所、トイレ

- ① 手洗い場にはポンプ式石鹸を用意すること。
- ② 手洗いの仕方やトイレの使用について、衛生管理の徹底を呼びかけるとともに注意書きを掲示すること。(持参したタオルの使用、使用後の配慮など)

ウ) アリーナ・サブアリーナ・役員控室・審判控室等

試合会場や役員等の控室については、気温によっては熱中症対策として冷房を使用し温度管理を行うが、密閉空間にならないよう、定期的に窓や出入口を開けるなど十分な換気を行う。(1時間に1回を目安とする。)

エ) 試合会場の準備・片付け及び消毒作業やごみの廃棄

作業に携わる役員や補助員はマスク及びゴム手袋を着用し、終了後は必ず石鹸で手を洗い、さらに手指消毒をする。

運営上発生したごみは、ビニール袋に入れて密閉した状態で回収し、役員が分担して持ち帰り廃棄する。

(7) その他の留意事項

ア) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、参加申込書及び健康調査票等は、3ヶ月間事務局で保存すること。

イ) 大会終了後に、参加者から感染の報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針については、あらかじめ愛知県の関係部局と検討しておくこと。

ウ) 感染状況に変化により、対応の変更や見直しを行うこと。